

約款(LION CFD のお客様用)対比表

2023 年 11 月 20 日

(青文字部分は追加・変更、~~青文字~~部分は削除箇所)

| 現 行 | 変 更 後 |
|---|---|
| <p>第 14 条(証拠金・損益)</p> <p>本取引において、各証拠金及び損益については、以下のように定義します。</p> <p>(1)「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に売買差損益金および価格調整額・金利調整額・権利調整額を加減算したものをいいます。</p> <p>(2)「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。</p> <p>(3)「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。</p> <p>(4)「発注証拠金」とは、未約定注文で約定後に必要証拠金に相当する金額をいいます。</p> <p>(5)「評価損益」とは、ポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額・権利調整額を加減算したものをいいます。</p> <p>(6)「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。</p> | <p>第 14 条(証拠金・損益)</p> <p>本取引において、各証拠金及び損益については、以下のように定義します。</p> <p>(1)「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に売買差損益金および価格調整額・金利調整額・権利調整額を加減算したものをいいます。</p> <p>(2)「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。</p> <p>(3)「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。</p> <p>(4)「発注証拠金」とは、未約定注文で約定後に必要証拠金に相当する金額をいいます。</p> <p>(5)「評価損益」とは、ポジション損益に未実現の価格調整額・金利調整額・権利調整額を加減算したものをいいます。</p> <p>(6)「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。</p> |
| <p>第 17 条(預託証拠金等の取扱い)</p> <p>本取引における預託証拠金等の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとします。</p> <p>(1)新規の注文を約定させようとする場合、本取引を行う前に当社の定める必要証拠金以上の額を当社が定める方法により、当社に預託するものとします。</p> <p>(2)未決済ポジションの評価損益が有効証拠金へ加減算されることを承諾するものとします。</p> <p>(3)未決済ポジションを決済した場合、ただちに売買差損益金および価格調整額・金利調整額・権利調整額が預託証拠金に加減算するものとします。ただし、未決済ポジションを決済せずに一部または全部の未実現の価格調整額・金利調整額・権利調整額のみを確定させることができ、確定後は預託証拠金に加減算するものとします。</p> <p>(4)当社は、経済事情の激変等に伴い必要証拠金を予告なく変更できるものとし、必要証拠金を変更した場合、お客様の本取引における未決済ポジションの必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金が適用されるものとします。</p> | <p>第 17 条(預託証拠金等の取扱い)</p> <p>本取引における預託証拠金等の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとします。</p> <p>(1)新規の注文を約定させようとする場合、本取引を行う前に当社の定める必要証拠金以上の額を当社が定める方法により、当社に預託するものとします。</p> <p>(2)未決済ポジションの評価損益が有効証拠金へ加減算されることを承諾するものとします。</p> <p>(3)未決済ポジションを決済した場合、ただちに売買差損益金および価格調整額・金利調整額・権利調整額が預託証拠金に加減算するものとします。ただし、未決済ポジションを決済せずに一部または全部の未実現の価格調整額・金利調整額・権利調整額のみを確定させることができ、確定後は預託証拠金に加減算するものとします。</p> <p>(4)当社は、経済事情の激変等に伴い必要証拠金を予告なく変更できるものとし、必要証拠金を変更した場合、お客様の本取引における未決済ポジションの必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金が適用されるものとします。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>第 19 条(決済)</p> <p>お客様は、未決済ポジションについて、反対売買により任意に決済するものとします。ただし、次条に規定するロスカットが執行された場合、及び第 21 条の規定により期限の利益の喪失が生じた場合、当社は、未決済ポジションをお客様の計算において反対売買により任意に全て決済することができるものとし、お客様は、本決済について異議を唱えることはできないものとします。</p> | <p>第 19 条(決済及び決済期限を設ける場合)</p> <p>お客様は、未決済ポジションについて、反対売買により任意に決済するものとします。ただし、次項の規定により当社が決済期限を設け当該期限までに未決済の場合、次条に規定するロスカットが執行された場合、及び第 21 条の規定により期限の利益の喪失が生じた場合、当社は、未決済ポジションをお客様の計算において反対売買により任意に全て決済することができるものとし、お客様は、本決済について異議を唱えることはできないものとします。</p> <p>2. 原資産の分割、併合、上場廃止等が決定した場合、当社は原則として、新規建て注文を停止し、既存建玉については決済期日を決めるものとします。決済期日までに決済されなかった建玉については、当社の任意でお客様の計算において、強制決済することを承諾するものとします。決済期日は予めお知らせする予定ですが、特に海外市場に上場する原資産においては、分割、併合、上場廃止等の情報を適宜入手できず、決済期日までの期間が短期間である場合や急速強制決済に至る場合があることを承諾するものとします。</p> |
| <p>第 34 条(解約)</p> <p>前文省略</p> <p>(1)～(17)省略</p> <p>(18)お客様の年齢が、満 76 歳に達した際に記入していただく確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解されていないと当社が判断したとき</p> <p>(19)～(25)省略</p> | <p>第 34 条(解約)</p> <p>前文省略</p> <p>(1)～(17)省略</p> <p>(18)お客様の年齢が、満 7675 歳に達した際に記入していただく確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解されていないと当社が判断したとき、または預託証拠金額がなく、一定期間、ログインおよび口座の動き（入出金および取引）が確認できなかったとき</p> <p>(19)～(25)省略</p> |
| <p>2023 年 6 月 26 日現在</p> | <p>2023 年 11 月 20 日現在</p> |